

議 第 190 号

平成27年 9 月 7 日提出

熊本市中小企業振興助成条例の一部改正について

熊本市中小企業振興助成条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市中小企業振興助成条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業振興助成条例（昭和45年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号ウ中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条を削る。

第6条中「設備、」を削り、「設置若しくは」を「設置し、又は」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「又は設備を本市内に設置若しくは拡充しようとするとき」を削り、同項第2号中「設備又は」を削り、「設置若しくは」を「設置し、又は」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成２５年法律第５７号）の施行による小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和３１年法律第１１５号）の廃止に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。